

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例における 運転免許自主返納の促進に関する規定（案）について

1. 認知症初期集中支援事業運営関連部会の意見を踏まえた規定（案）

- 交通事故防止に向けて、認知症の疑いがある人の運転免許自主返納を推進するとともに、移動手段の確保など、地域での生活支援に努める。

2. 規定（案）にいたる前提

○運転免許自主返納の促進における論点整理（当日配布資料に下線部を追加）

委員からの主なご意見や、国の「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」の取りまとめ（H29.6.30付「高齢運転者による交通事故防止に向けて」）を踏まえ、論点を整理。

運転免許返納前について

- 自動車運転を続ける理由には、認知症という病識がないために状況が理解できない場合もあり、認知症の人の尊厳を守る観点から、できるだけ早い段階からの相談を勧奨し、本人が納得したうえで返納していただくことが望ましい。
- 免許返納については、認知症の人の生活状況や認知症の症状に応じ、認知症初期集中支援チームや地域包括支援センターのほか、生活状況をよく知る信頼関係のあるかかりつけ医と連携した個別対応が必要である。

運転免許返納後について

- 通院、買い物、（農作業等の）仕事、余暇活動など様々な生活場面において、自動車は重要な移動手段であり、運転免許の返納にあたっては、返納後の地域での生活の質を保証するため、移動および生活支援策が重要である。
- 免許返納後の状況として、引きこもりや社会参加の機会が減ることにより要介護状態や認知症の進行など、本人の状態悪化のおそれがあることを認識しておくことが重要である。

3. 規定（案）での表現

①「認知症の疑いがある人」について

○次に掲げる意見を踏まえ、認知症とは診断されておらず、軽度の記憶障害と認知障害が認められるが、日常生活に支障をきたす程度には至らない正常加齢と認知症の間の中間的な状態の方の運転免許自主返納を推進することとした。

- ・運転の危険性が認識できる早期の段階で運転免許自主返納を促すのが有効である。
- ・道路交通法において、「認知症であると判明した時」免許の取り消しの事由となる。

②「移動手手段の確保など、地域での生活支援に努める」について

○免許返納後も生活の質を保証するため、移動手手段の確保をはじめとした「生活手段」の支援に努めることについて、全委員から運転免許返納推進の前提であるとの意見があり、それを踏まえた記載とした。

4. その他部会委員からのご意見

- ・家族の想いとしては、（認知症の）本人に運転をやめさせたい。
- ・免許返納後の生活支援策を充実させたいうえで、高齢になれば積極的に運転免許を返納するのが多数派、という世論になるのが理想である。
- ・認知症と交通事故との関係については疑問があり研究が必要と考える。
- ・認知症の人に運転免許返納の推進をすることは、権利を奪うことにならないか。
- ・認知症の疑いがある人で、なんらかのサポートを行うことで運転ができる人には、そういった支援ができないか。